

## 第 18 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 10 日（火）午後 3 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸   | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継  |
|             | 6 番 加藤 清孝  | 7 番 小林 公子  |
|             | 8 番 長崎 愛   |            |
| 9 番 榊 敏行    | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 |
| 12 番 古澤 弥生  | 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃  |
| 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |            |
| 17 番 藤原 幸似  | 18 番 古庄 憲明 |            |
- 欠席委員
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 4 番 小出 満文 | 5 番 福本 博文 | 19 番北野 暁之 |
|-----------|-----------|-----------|
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- |    |       |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。白水・久木野地区での現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻前ですが、第 18 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。農業委員総数 19 名、出席委員 16 名、欠席 3 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声为正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたうえでご発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしく願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。12 月に入りまして、ようやく寒くなってきたように感じます。また紅葉の方も今がピークじゃないかと思えます。12 月もあと 20 日程度ですので、皆様体調管理に気を付けてよい年を迎えていただければと思います。それでは、着座にて進めてまいります。</p>
議長	<p>ただいまから第 18 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 18 番の古庄委員、1 番の友岡委員を指名します。</p>

事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  ██████████  ██████████ 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  ██████████  ██████████ 所有権移転の贈与となります。</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号番号1番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人は、ご高齢であることから農地の管理が難しくなってきたり、今回後継者である譲受人に農地の生前一括贈与がなされるようです。譲受人は、長年親子で農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議ください。</p>
9号	<p>議案第1号番号1番について、9番の榊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚の関係であり、今回譲渡人が農地の一部を贈与されるようです。譲受人は、施設園芸等を精力的に取り組んでおられ、今後も農地の管理をしていただくことに何ら問題は無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番</p>

	<p>転 用目的は 一時転用、農用地区域内の例外許可「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当し、今回許可申請を受け付けております。</p> <p>1 番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted] 転用目的は 資材置き場 となります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
7 番	<p>議案第2号番号1番について、7番の小林が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 この案件は前回4年前も同じく上程し審議されましたが、譲受人の選挙事務所となっており転用賃借権設定移転となります。この事案につきましては令和6年12月下旬あたりから、およそ3カ月間にわたり選挙事務所を開設するための一時転用となりますので、来年2月の選挙が終わりましたら、農地の原形復旧ということで一時転用の許可申請を県の方に申請いたします。 場所につきましては [redacted] に位置し、面積も約1,000㎡で、事務局の判断によりますと農振農用地でございますが、3カ月間の一時転用ということで問題ないと判断します。ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
12 番	<p>議案第2号 番号2について、12番の古澤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人はご近所関係です。今回譲受人が事業用の資材置き場を設置したいということで、近所に適当な用地が無いか探されておられましたところ、申請地がふさわしいと判断され、両者間で契約がまとまり、譲渡人と所有権移転売買による転用申請がなされております。 周辺地域は住宅などの集落に接続しており、今回の申請により農業生産性が下がる見込みは無いと思われ、特に問題はないと思われまます。 どうかご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>

事務局	<p>続きまして議案第3号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について審議します。番号1から5番の新規案件について、審議します。</p> <p>はい朗読を致します。議案第3号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 使用貸借権設定20年、相続権者同意書有です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定5年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定10年、相続権者同意書有です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 使用貸借権設定10年、相続権者同意書有です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定15年です。</p> <p>番号6については、再設定案件ですので、朗読を省略します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。なお、番号4番については、委員関連の議案となりますので、先に審議いたします。委員の退室を求めます。</p> <p>( [REDACTED] 委員退室 )</p>
11番	<p>議案第3号番号4番について、11番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人の農地は、親戚の方が管理をされていましたが、規模縮小のため、農地の管理をしていただける方を探されておりました。今回耕作者として譲受人と使用貸借権設定10年の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は近隣で多くの農地を借り入れて耕作を行っており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号番号4番について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号番号4番は原案どおり可決致します。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>改めて、番号1から説明をお願いします。</p> <p>(<span style="background-color: black; color: black;">          </span>委員入室)</p>
6番	<p>議案第3号番号1番について、6番の加藤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探しておられました。</p> <p>今回、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>であり、農地の拡大を計画していた譲受人と使用貸借権設定20年で契約が結ばれます。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
2番	<p>議案第3号番号2番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、村外在住の高齢者であり、農地の管理をお願いする方を探しておられました。</p> <p>譲受人は新規就農者で認定新規就農者として今後担い手として活躍が期待される経営体となります。</p> <p>規模拡大に向けて農地を探しており、貸借権設定5年で契約が結ばれます。</p> <p>何ら問題無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いします。</p>
1番	<p>議案第3号番号3番を1番の友岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、ご高齢で農地が管理出来ないということで、譲受人と賃借権設定10年で契約が結ばれます。農地の所有者は、既に亡くなっておりますので相続権者の同意書も添付してあります。</p> <p>譲受人は、新規就農者で規模拡大に併せて農地を探しています。認定新規就農者でもあり、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
14番	<p>議案第3号番号5番について、14番の渡邊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、2名おられます。それぞれ高齢や村外居住の理由により、農地の管理が難しくなったため、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定15年の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は、規模拡大のため、農地を探しており、担い手として農業を営まれていることから、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>議案第3号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、令和7年1月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和7年1月10日 金曜日 午前10時より開催したいと思えます。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。いかがでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は1月10日 金曜日 午前10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布物について</li> <li>・研修について</li> <li>・忘年会について</li> </ul>
議長	<p>以上をもちまして第18回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 15時25分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年1月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

18番

議事録署名委員

1番

